

歩道等の整備・歩行空間のバリアフリー化

- ・歩行者等と自動車交通を分離することにより、歩行者等の安全を確保し、併せて道路交通の円滑化に資するため、特定交通安全施設等整備事業による歩道等の整備を推進。
- ・主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者、身体障害者等に配慮した、安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間の整備を推進。

歩道・自転車歩行者道の整備



歩行空間のバリアフリー化



くらしのみちゾーン(仮称)の形成

- ・質の高い生活環境を実現していくため、生活道路を車よりも歩行者等を優先とし、安全な交通環境を形成するとともに、無電柱化や緑化、バリアフリー化を進め、快適な生活空間を実現。
- ・対象地区は、公募により意欲の高い地区を募集し、40地区前後の応募があったところ。

安全

通過交通の排除

……一方通行、ハンプ、路側表示等



快適

美しい街並みの創出……無電柱化・緑化 等
ゆとりの創出……たまりスペース 等

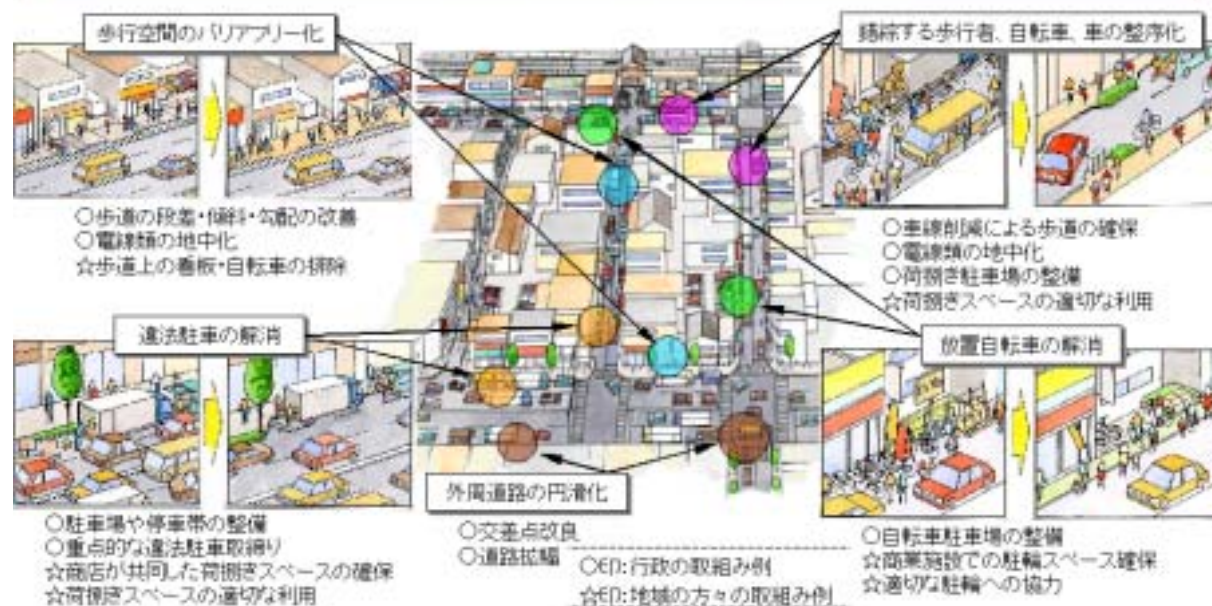


【歩行空間のバリアフリー化】
・歩道の段差・傾斜・勾配の改善
・視覚障害者誘導用ブロックの設置
・透水性舗装、保水性舗装などの整備 等

地区面積：概ね500m四方

交通安全事業統合補助(みち再生事業)

- ・ 地域の方々と共に道の使い方を見直し、安全で快適な空間とするため、利用ルールを含む地域の計画を作成するとともに、交通安全事業を面的に実施し、沿道空間と一体となった使いやすい道へ再生する。
- ・ 計画作成費の補助、交通安全事業統合補助により支援。



交通安全事業統合補助(みち再生事業)のスキーム

